



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 39(1), 193-198
Issue Date	1988-08-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16626
Type	other
File Information	39(1)_p193-198.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和六二年三月六日（金）午後二時より

「近代日米外交とソ連」

報告者

酒井 哲哉氏

出席者

二五名

（北海道大学法学部助教授）

本報告は、ワシントン会議から日中戦争勃発に至るまでの日米外交におけるソ連要因の分析を軸として、当該期の日本外交の再解釈を行うものである。このテーマについての従来の研究は、表面的な外交交渉史にとどまっているものが殆どであり、東アジアの国際政治史の広い文脈の中でこの問題をとらえようとした研究は皆無に近い。本報告は、こうした研究史上の不備を補うものである。

一九二〇年代の東アジア国際政治を枠づけたワシントン体制下の日本では、様々なソ連観が競合していた。後藤新平や海軍

指導者は各々の基底的関心から提携強化乃至親善関係の維持を望んだし、また時には反英米Ⅱアジア主義の観点から日中ソ三国の関係強化を主張した者もあつたのである。

こうした反ワシントン体制という観点からの対ソ提携に対しては、当然の事ながら幣原外交の推進者は批判的であつた。だがその事は、彼らがソ連に敵対的であつた事を意味しない。幣原はソ連に対するクレジット供与を含めた対ソ経済外交には積極的だつたし、また北伐初期に頂点に達したソ連の中国に対するイデオロギー的影響力にも危機感を持つていなかった。こうした事は幣原外交の根本的理念である中国への内政不干渉主義と連動しており、さればこそ当時のソ連は幣原外交を高く評価したのである。他方、幣原外交の批判者たる田中外交は、中国情勢判断については幣原と見解を異にし、また対滿政策においても軍事的関心から北滿への積極的進出をめざした。だが、田中の北滿進出論は現地政権への依存を前提としたものであり、そのため滿州における日ソの勢力関係をドラスティックに変更するものではなかつた。

関東軍による滿州事変は、ワシントン体制への挑戦であると共に、日ソ関係の現状を破壊するものであつた。上海事変に日本「南進」の意図を見たソ連は、滿州事変以後、海軍、殊に

海軍艦隊派のリーダーたる加藤寛治に接近する事で、日本の「北進」を掣肘しようとした。こうした意図は必ずしも実らなかつたが、五・一五事件後の危機の時代に、斉藤・岡田という海軍系内閣が続いたことはソ連にとって幸運な事であつた。

だが華北分離工作後、外務省は「防共」概念を導入することで、対ソ防衛への専心を説く陸軍内の勢力と提携して対中侵略を抑制し、以て対英米協調の回復を図ろうとした。しかしながら、外務省のこの懸命な、しかしいさゝか曲芸的な努力は所詮彌縫策にすぎず、また日ソ関係は「防共」概念の導入によつて、一層紛糾した。日中戦争は、こうした日本外交の矛盾を一層深めていったのである。

○昭和六十二年六月六日(水)午後一時より

「カナダ法カンファレンス」

プログラム

「カナダ憲法と司法審査」

報告者

H・N・ジャーニツシユ氏

(トロント大学)

「カナダ法の観点から見た国際民事訴訟法

—訴訟管轄、外国判決・仲裁判断の執行に関する諸問題—」

報告者

J・プロム氏

(UBC)

「オーストラリアにおける裁判外紛争処理手続と仲裁センター」

報告者

マルコム・スミス氏

(UBC)

出席者

三〇名

○昭和六十二年六月二五日(木)午後一時より

「アメリカにおける行政部と執行部の関係」

報告者

ロジャー・H・デヴィドソン氏

○昭和六十二年六月二六日(金)午後一時半より

「契約侵害(債権侵害)に関するアメリカ法の近時の動向」

報告者

吉田 邦彦氏

(北海道大学法学部助教)

出席者

三五名

「第三者の債権侵害」に関する従来の議論は、ドイツ法の一面的影響を強く受け続けたという特異な経緯から、極めて狭い範囲でしか不法行為の成立が認められてこなかつたとの問題意識

から、報告者は、比較法的研究を通じて、契約の対第三者保護の視点をクローズアップさせることを主張した（これについては、『法学協会雑誌』一〇二巻九号、一一号、一二号、一〇三巻一号、二号、三号、七号、一〇四巻一号、七号参照）が、本報告もその一環をなすものである。すなわち、アメリカ法でも、この分野に関する判例の立場はイギリスと大差ないのであるが、近時（一九八〇年代）は、法の経済学的分析——とくに、

「契約を破る自由」という考え方——の影響を受け、契約侵害（債権侵害）の要件を絞ろうとする見解が有力に唱えられているので、それをここで報告の対象とし、報告者とは逆の方向の動向には、なお幾つかの問題点が含まれていて検討の余地があることを指摘した。中間的報告とも言うべきもので、論証不十分な箇所もあるが、詳しくは、本誌三八巻五・六合併号（山島教授退官記念号）を参照されたい。

○昭和六十二年七月一日（水）午後一時半より

「アメリカ立憲主義の起源」

報告者

ジャック・P・グリーン氏

（ジョンズ・ホプキンス大学教授）

出席者

二〇名

ジャック・P・グリーン教授は、米国ジョンズ・ホプキンス大学歴史学部で教鞭を取る英米近代政治史の泰斗。この度本学国際交流基金の招きで来学されたのを機会に、法学部では教授を囲み数度の研究会が催された。そのうち法学部ではアメリカ立憲主義の起源をめぐる三時間にわたり報告と質疑が行われた。

アメリカ合衆国憲法が、その数州の憲法と共に、今日の世界における最古の成文憲法であることは、改めて指摘するまでもない事実であろう。またこれら合衆国の憲法の祖と言つてよいイギリス憲法が様々な制定法以外に歴史的伝統や慣例をも含みそれ自体は不文の憲法であることも、広く知られている。本報告はイギリス憲法体制の下、いわばその辺境に建設されたアメリカ植民地が、父祖の伝統から大きく逸脱する成文憲法を制定するに至つた理由を問うものである。報告の要旨は以下の通り。

一七世紀初頭にその端緒が開かれたイギリス領北アメリカ植民地は、いくつかの点において——すなわちそのロンドンからの距離において、その人口密度の希薄さにおいて、その先住民族が非ヨーロッパ人の異教徒であった点において、また従つて彼らとイギリス植民者との関係が排除と征服とに終始した点において——従来のイギリス自治領（dominions）とは大きく性

格を異にしていた。にもかかわらず、アメリカ植民者達は、その植民地建設、発展に際し、イギリスに伝統的な憲法観——とりわけ「法の支配」と「同意」という二大原則に基づく制限政府論——を堅持した。その意味で各植民地に行われていた憲法は、決して成文の特許状や契約に尽きるものではなく、むしろ治者と被治者との権利義務関係を律する（イギリス伝来の、あるいは植民地の特殊な事情に由来する）慣習、伝統を、その主たる要素として含む不文憲法として発展を見たのであった。

イギリス本国の憲法体制もまた、名譽革命までは、制定法よりは「慣習、すなわち不文ではあるが広く受け入れられた法や、市民の権利を受け入れる判例などの次第次第な積み重ね」に拠っていた。これに対し名譽革命は、統治体制において王権に対する議会の優位を確定すると共に、憲法において慣習や判例に対する議会による制定法の優位をも決定づけた。これ以後議會権力の強化に伴い、議會こそが憲法の意味するところを實質的に決定していくことになる。

アメリカ立憲主義の起源に関してここで問題となるのは、本来のイギリス憲法体制（British constitution）とその下で独自の発展を示した地方的憲法体制（provincial constitutions）との関係である。しかし名譽革命以後フレンチ・インディアン戦

争に至るイギリス憲政の展開において、この関係が明確に規定されることはなかった。地方自治の強化という名譽革命のもう一つの成果と併せて、帝国の中心からの距離が、植民地統治におけるいわゆる「有効なる怠慢」（salutary neglect）を余儀なくし、北アメリカ植民地の自生的発展を可能にしたからである。従つて地方分権性は、一八世紀初頭に膨張を遂げたイギリス帝国の重要な一屬性となった。しかし、こうした帝国の事実的な発展過程に相即して、帝国内の重疊的憲法関係を疑問の余地なく秩序づけるいわば帝国憲法体制（an imperial constitution）の理論が生成したわけではない。その結果やがて、地方的憲法と英国憲法との関係、帝国憲法下の両者の地位といった問題の解釈をめぐる、イギリス本国議會と植民地議會との間に深刻な対立が醸成されることとなった。

この対立において、植民者達は帝国憲法をいわば連邦として理解し、その下においては地方的（植民地）議會が英国議會と対等の関係に立つと主張した。すなわち英本国の内政に関してウェストミンスターが当然全権を有するのと同様に、植民地の内政に関しては植民地議會に全権が委ねられるべきであるというのが一八世紀前半にアメリカ植民地で有力になつた帝国憲法解釈に他ならない。これに対し、英本国においては、名譽革命

以後の憲法体制の理論的支柱は、議会の万能という通念であった。一七六〇年代以後の帝国の危機に際して、本国議会在帝国内の他のあらゆる政治、行政主体に優越して危機対処策を講ずる排他的権限を有することを疑う者は、少なくとも英本国に限つていへば少数であった。

本国議会在初めて植民地内部への課税を定めた印紙条例、及びそれを契機とする本国―植民地関係の緊張は、より根本的にはこのような憲法理解の食い違いに起因していたのである。そしてその後一七七五年に至る帝国内対立の過程で、植民地人たちは、彼らのイギリス人としての権利を本国議会の寡奪から守るべく、初めて憲法それ自体を疑問の余地なく成文化する営みに着手したのであった。こうして独立戦争の終了する一七八三年までには、かつての一三のイギリス植民地はすべて成文の憲法を制定するに至つたのである。これらの成文憲法は、もはや不測の未来に関する約束ごとを記したに過ぎないかつての特許状や契約とは異なり、一世紀半にわたる植民地の歴史が育んだ伝統や慣習の集大成の意味を持つ。それは、イギリス流の「法の支配」と「同意」に基づく制限政府がアメリカの地に確立したことを明確に宣言する成文の根本法に他ならなかつたのである。(古矢旬記)

○昭和六二年九月一八日(金) 一時半より
「基本法による国家の生命・健康・財産権保護義務と影響を受ける者の防衛請求権」

報告者

ペーター・バドゥラ氏

(ミュンヘン大学法学部教授)

通訳

木佐 茂男氏

バドゥラ教授(一九三四年生まれ。六二年教授資格取得。六四年にゲッティンゲン大学教授。七〇年から現職。)は、今回日本学術振興会の招きで来日された。

演題は、「基本法による国家の生命・健康・財産権保護義務と影響を受ける者の防衛請求権 (“Abwehransprüche der Betroffenen nach Maßgabe der grundrechtlichen Schutzpflichten des Staates für Leben, Gesund und Eigentum”）」であり、次の項目順に講演が行われた。

- 1 第三者効をもつ行政行為としてのプロジェクト (Vorhaben) の許容
- 2 影響を受ける第三者の妨害排除請求権 (Störungsbwehranspruch)
- 3 認可請求権もしくは計画補充請求権と付款の相対的独自

性的問題

4 基本権による保護義務

わが国でも最近、大規模公共施設（高速道路・空港・原子力発電所など）の設置・管理に伴い、種々の紛争が裁判上争われている。この際とりわけこれら施設により不利益を受けることのある第三者（施設近隣居住者など）の法的保護が、計画過程から実際の施設運営・運転の全過程で問題となるが、わが国の場合、立法の不備もあつて迅速で有効な救済に至りにくい。本講演では、西ドイツ行政法を素材に、このようなケースでの近隣居住者の権利を憲法から導き、手続法・実体法両面からの紹介・検討するものであった。この講演は、『自治研究』六四卷六号（一九八八年）に掲載された。

○昭和六二年九年二一日（月）午後三時より

「国家理論の現代的諸問題

——ウェーバー、ケルゼン、ヘラーをめぐって——」

報告者

クリストフ・ミュラー氏

（ベルリン自由大学教授）

本報告の内容は、本誌三九卷二号に今井弘道教授、大野達司助手および寺島壽一氏による翻訳が掲載される予定である。